

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美作市長 萩原 誠司

市町村名 (市町村コード)	美作市 (33215)
地域名 (地域内農業集落名)	美作地域 (北山、吉、和田、下香山、上相、中尾、明見、豊国原、位田、金原、稲穂、長内、則平、青木、殿所、北坂、下大谷、奥大谷、中山、朽木、北原、友野、山口、山外野、大原、猪臥、海内、平田、檜原上、檜原中、檜原下、平福、巨勢、海田、田殿、安蘇、岩見田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月8日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後、規模拡大を望む農家は限定されており、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、地域全体で96.5ha存在し、新たな農地の受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

豊国地区は梶並川及び上相川水系で津山盆地の東部に位置し、中国縦貫自動車道が中央を走り美作ICが設置されている。この地区は早くからほ場整備を実施し、1集落を残し全集落で完了し、美作地域の代表的な穀倉地帯である。

湯郷地区は吉野川水系に属し、位田区域を除き大谷川水系に沿って細長く带状に開けた水田と、山間部の棚田とに大別することができる。水田では、主に水稻が栽培されており、今後は、担い手農家への農地の集積を積極的に推進する。

林野地区は吉野川、梶並川両水系に属しているが、元来本地区は商業の中心地であり、わずかに朽木区域のみが水田を有している。この地区はほ場整備も完了し、水稻、黒大豆の栽培が盛んな地区であるが高齢化・後継者不足が深刻で経営面積も少ないため、農業離れが進むことが予想される。今後は、担い手農家への農地の集積を積極的に推進する。

豊田地区は吉野川水系の平坦地と支流の大原川、山外野川、猪臥川水系に属する谷間の棚田とに大別できる。ほ場整備は中山間地域活性化総合整備事業で完了している。山外野区域の高原台地開発地11.7haでは、茶・野菜が栽培され規模拡大が図られている。この地区は和牛繁殖農家や、山間地を利用した椎茸の栽培も盛んであり、今後とも和牛及び特用林産物の出荷基地として推進を図る。

檜原地区は吉野川、梶並川を主体とした水系とため池水系に属し、ほ場整備は全地区完了している。水稻・黒大豆・野菜・果樹の規模拡大を図ると同時に農用地の高度利用を推進する。

巨勢地区は吉野川水系を主体とした河川流域の平坦地、山間部に長く開けた海田地区の山間地、大山地区の丘陵地とに大別される。水田では水稻・野菜、畑地では茶・野菜・果樹が栽培されている。特に、海田の茶は特産物として、県下で一番の栽培面積を誇っており代表的な農産物である。今後は、山間地を利用した椎茸・栗などの観光農業の推進を図る。

田殿地区は梶並川水系と四の谷川水系に属し一部ため池により開けた水田が主体で、ほ場整備は全地区で完了している。また、美作台地開発で造成された30haの畑地では、葉たばこ・果樹・かぶ等が栽培されていたが、近年は高齢化・後継者不足で遊休農地が増加していた。現在は、新規就農者が当該放棄地の一部を解消し、果樹栽培を行っている。水田では水稻・黒大豆・野菜のほか花き・花木が栽培されているが、生産性の向上に努めるとともに、農用地の面的集積を積極的に推進する。

多面的機能支払制度の活動を継続していくことで、農道や水路、ため池等の維持管理を行い、地域住民への活動参加を呼びかけることで、担い手が効率的な農作業を行うことができる環境を整えていく。

多面的機能支払制度の活動に取り組んでいない集落においては、広域活動組織への参加を推進し、多面的機能支払制度を活用することで、農業者を含めた地域住民による農業関連施設の維持管理体制づくりを図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,386.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	759.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地(農振農用地)を区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

美作地域の農地利用は、認定農業者を中心とした中心経営体が担うほか、農業後継者や入作を希望する農業者に対し、集積、集約支援を促進することにより対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を考慮し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

認定農業者等の中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域内の殆どは基盤整備済であり、更なる大区画化の予定もない。
多面的機能支払制度を活用し、水路、農道等の補修・改良等を実施し、担い手が効率的な農作業を行うことができる環境を整えていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域から計画的に就農希望者を確保できる体制を構築していき、新たな担い手の確保に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

集落営農組織に若い担い手が増えれば、地域内のみならず、地域外の農作業についても受託していくことができる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が拡大しないよう、原材料補助で行政と連携して、防護柵等の設置を行う。また、維持管理等については、多面的機能支払制度の活用を検討していく。

⑦多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度による活動を継続することにより、地域内で農業を担う者との間で相互に連携、または役割分担して、農道、水路、ため池等の地域資源の維持管理を行い、効率的に農作業が行えるよう地域全体で農地を守っていく。